

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成22年8月25日(水) 午前10時00分～午前11時11分
(休憩 午前10時15分～午前10時46分)

会 場 委員会室

1. 出席者

2番 杉浦辰夫、 6番 磯貝正隆、10番 寺田正人、
13番 内藤とし子、16番 神谷宏、 17番 小嶋克文
オブザーバー 議長、副議長、9番 神谷ルミ

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦敏和、内藤皓嗣、水野金光、井端清則

4. 説明のため出席した者

市長、行政管理部長、行政契約GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 平成22年9月定例会について

(1) 議案の説明について

(2) 議案の取り扱いについて

(3) 一般質問の受付及び方法について

(4) 決算特別委員会委員の指名について

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

- 2 高浜市議会議員政治倫理条例の制定について
- 3 高浜市議会議員政務調査費に関する条例について
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 平成22年9月定例会について

(1) 議案の説明について

行政管理部長 それでは、平成22年9月定例会に付議させていただきます案件について、御説明申し上げます。案件といたしましては、諮問1件、同意1件、一般議案4件、補正予算7件、認定9件、報告2件の計24件をお願いいたしますものであります。初めに、諮問第2号は、人権擁護委員、原田絹代氏の任期満了に伴い、再度推薦をいたしたく、議会の御意見ををお願いいたしますものであります。同意第6号は、教育委員会委員、榊原和恵氏の任期満了に伴い、その後任に、岩月宏枝氏を任命いたしたく、議会の御同意をお願いいたしますものであります。次に、議案第34号は、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、3路線を市道路線として認定をお願いいたしますものであります。議案第35号及び議案第36号は、国家公務員の育児休業等に関する法律に合わせて改正されました、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、議案第35号は、育児休業に関し、職員の配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業、育児短時間勤務をすることができること等の措置を講じるものであり、議案第36号は、勤務時間に関し、3歳未満の子のある職員が、その子を養育するために請求したときは、原則と

して時間外勤務をさせてはならないこと等の措置を講じるものであります。議案第37号は、児童扶養手当法の一部改正に伴い、同法を引用する条例について、条文の整備を行うものであります。次に、議案第38号、一般会計補正予算（第2回）は、補正予算書の5ページをお願いいたします。まず歳入歳出それぞれ2億9,699万2,000円を追加し、補正後の予算総額を130億4,925万2,000円とするものであります。主な内容を申し上げますと、歳入では、補正予算書の54ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税は、法人市民税等の減収により、基準財政収入額が基準財政需要額を下回り普通交付税が交付されることになったことに伴い、1億7,684万2,000円を増額いたすものであります。次に56ページをお願いいたします。17款1項1目基金繰入金は、財政調整基金繰入金5億204万5,000円を減額いたすとともに、18款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、4億7,940万円を計上いたしております。次に、歳出であります。62ページをお願いいたします。2款1項3目市民活動支援費の市民活動運営事業では、人形小路の会及び高浜まちづくり協議会に対するがんばる商店街推進事業費補助金として、405万円を計上いたしております。64ページをお願いいたします。2款8項1目基金費の基金運用事業では、今後の公共施設の建てかえや大規模修繕等に備え、繰越金の2分の1相当額を公共施設等整備基金に積み立てるなど、2億4,150万9,000円を計上いたしております。次に66ページをお願いいたします。3款1項2目地域福祉推進費のいきいき広場維持管理事業では、いきいき広場3階の拡張に伴う、いきいき広場拡張工事費として4,376万4,000円を計上いたしております。3款1項10目介護保険推進費の地域包括ケア推進事業では、地域包括支援ネットワークの構築を図るため、地域包括支援ネットワーク強化推進委託料など427万4,000円を計上するとともに、日常生活圏域ニーズ調査事業では、第5期介護保険事業計画の基礎資料に資するための調査業務委託料など302万6,000円を計上いたしております。戻っていただきまして、15ページのところをお願いしたいんですが、特別会計の補正予算であります。まず議案第39号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）では、前年度繰越金の額の確定に伴う調整

のほか、前期高齢者交付金の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の増額等に係る補正であります。次に21ページの議案第40号、老人保健特別会計補正予算（第1回）では、前年度繰越金の額の確定に伴う調整のほか、平成21年度の老人保健医療費交付金の精算に伴う返還金の増額に係る補正であります。次に、27ページの議案第41号、公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、職員の人事交流に伴う人件費の補正であります。33ページの議案第42号、介護保険特別会計補正予算（第1回）は、保険事業勘定では、前年度繰越金の額の確定に伴う一般会計繰入金、基金繰入金の減額等に係る補正でありまして、介護サービス事業勘定では、前年度繰越金の額の確定に伴う一般会計繰入金の減額等に係る補正であります。次に41ページの議案第43号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、前年度繰越金の額の確定に伴う調整のほか、後期高齢者医療広域連合納付金の増額に係る補正であります。次に別冊の議案第44号、水道事業会計補正予算（第1回）は、高浜配水場の2号配水ポンプの老朽化に対応するための改修工事費等に係る補正であります。続きまして、認定第1号から認定第9号までは、平成21年度の一般会計ほか、7特別会計及び1企業会計の決算認定をお願いするものであります。別冊の決算書2ページの平成21年度高浜市会計別決算総括表をお願いいたします。初めに、一般会計では、歳入決算額は144億3,365万1,289円で、予算現額に対する決算額の比率は101.0%、対前年度比率4.9%の増となっております。歳出決算額は139億1,505万1,171円で、予算現額に対する決算額の比率は97.4%、対前年比率7.5%の増であります。実質収支につきましては、決算書の218ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入歳出差引額5億1,860万118円から、翌年度への繰り越すべき財源3,919万円を差し引きますと、実質収支額は4億7,941万118円であります。再び、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。特別会計につきましては、3ページの合計額から2ページの一般会計を差し引きますと、7特別会計の歳入決算額は、71億2,896万3,121円で、対前年比0.4%の増、歳出決算額は67億5,208万4,256円で、対前年比0.6%の増であります。続きまして、水道事業会計であります。

収入決算額は7億5,655万1,735円で、対前年度比2.8%の減、支出決算額は6億9,848万7,514円で、対前年度比0.4%の減であります。最後に、報告案件につきまして、報告第7号は、住宅使用料について、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるものについて、債権管理条例に基づき、権利放棄の報告をさせていただくものでありまして、報告第8号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率につきまして報告をさせていただくものであります。以上、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、諮問1件、同意1件、一般議案4件、補正予算7件、決算認定9件、報告2件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は御退席を願います。御苦勞様でございました。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

事務局説明 それでは、説明させていただきます。9月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に6月23日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月2日から9月29日までの28日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、9月2日の本会議初日において、諮問第2号及び同意第6号を即決で願い、その後、議案の上程、説明を受け、報告第7号及び報告第8号の報告を受けます。9月6日(第2日目)と7

日（第3日目）の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願
い、9月9日の第4日目は、総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会
付託をお願いいたします。9月13日から15日までの3日間は、決算特別委
員会において、認定第1号から認定第9号までの付託案件の審査を願、9月
21日の総務建設委員会においては、議案第34号から議案第36号の条例等
関係の3議案並びに議案第38号から議案第41号及び議案第43号、議案第
44号の補正予算関係の6議案の審査を願、9月22日の福祉文教委員会に
おいては、議案第37号の条例関係の1議案並びに議案第38号及び議案第4
2号の補正予算関係の2議案を審査願います。なお、補正予算につきましては、
付託常任委員会区分を明示したものを別途配布させていただきますので、御了
承のほうをお願いいたします。最終日の9月29日は、委員長報告、委員長報
告に対する質疑、討論、採決の順に行います。以上でございます。

委員長 当局から提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説
明しました案のとおり決めさせていただいてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおり決定をさせていただきます。

（3）一般質問の受付及び方法について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、8月26日、木
曜日の午前8時30分から8月27日、金曜日の午後5時までといたします。
質問の順序は受付順といたします。ただし、8月26日の午前8時30分以前
に2人以上ある場合には、抽選により質問の順序を決めさせていただきますの
で、よろしく願いをいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 決算特別委員会委員の指名について

委員長 8月20日に開催されました各派会議での、9月の決算特別委員会委員と3月の予算特別委員会委員の欠員2名の代替委員の選出について、持ち帰りとなっておりますので、この件を含めて各派会議を開催をいたしますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時46分

委員長 先ほど開催をされました各派会議で代替委員、一致をみておりませんので、この議会運営委員会の中で決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。それではまず1人の方、先ほどお名前が出ておりましたが、杉浦敏和委員、これについては決定ということよろしいですか。

異 議 な し

委員長 それではもう一方、先ほどは市政クラブさんのほうから神谷ルミ議員、共産党さんのほうからは内藤とし子委員という御提案がございました。一致をみませんので、ここは申し訳ございませんが、採決という形をとらせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは神谷ルミ議員に賛成の方の挙手をお願いを申し上げます。

挙 手 多 数

委員長 多数でございます。それでは今、決定をいただきましたので、神谷ルミ議員、予算委員会に引き続き、決算委員会もお願いをいたします。ひとつよろしくお願いいたします。それでは事務局、いいですか、そういうことで確認をお願いします。

事務局 それでは決算及び予算特別委員会の構成委員について御報告させていただきます。決算及び予算特別委員会委員は、杉浦辰夫議員、磯貝正隆議員、内藤皓嗣議員、水野金光議員、岡本邦彦議員、神谷宏議員、小嶋克文議員、それと杉浦敏和議員、神谷ルミ議員、以上9名となります。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員にただいま事務局から報告のありました9名を議長より指名することに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書5件であります。陳情第8号から陳情第12号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

事務局 それでは、提出されました5件の陳情の付託委員会ですが、陳情第8号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」、陳情第9号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情」、陳情第10号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情」、陳情第11号「「子ども手当」見直しを要望する陳情」、陳情第12号「日韓併合百年 菅首相談話に抗議する陳情」、以上5件につきまして、いずれも福祉文教委員会に付託するということをお願いしたいと存じます。

委員長 ただいま各陳情の付託委員会について事務局より発言がありました但那のように決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

2 高浜市議会議員政治倫理条例の制定について

委員長 それでは正副議長、オブザーバー委員を含めまして、御意見等ある方から御発言をお願いをいたします。市政クラブさん。

意（2） 前回持ち帰りになりました、第3条、第4条があったと思います。第3条につきましては、市政クラブとしましては、そのまま同居する2親等以内の親族ということでお願いいたしたいと思います。お願いします。

委員長 今、お話がございましたように、1つずつちょっと進めていきますんで、次に共産党さん、お願いいたします。

意（13） 第3条については、9月議会になんとか成文化してという意見もありますので、それでいいと思います。

委員長 次に新政クラブさん。

意（16） どちらでもいいです。

委員長 次に公明党さん。

意（17） 市政クラブの案のほうで結構でございます。

委員長 それではこれにつきましては、共産党さんも譲歩いただいたということでございまして、ひとつこのように市政クラブさんの案でいきたいと思しますので、よろしくをお願いをいたします。続きまして、もう1点、審査会の請求という部分のところで議員の定数の3分の2以上の者の連署、あるいはまた3人以上かつ2会派というところで、数字的な部分で食い違いがございしますが、ひとつこの件お話をお願いをしたいと思えます。杉浦辰夫議員。

意（2） この第4条についてですけど、前回の市政クラブのほうの意見としまして、定数の3分の2以上かつ2会派以上ということで発言させていただきました。その後で持ち帰りということになってます。今、第3条のほうについてもですね、改めて共産党が歩み寄られて、この市政クラブのほうの意見にある程度同調されていただけた部分もありますので、この人数ということになってますので、共産党さんのほうとしては、この人数の歩み寄りがいかがなものかということをちょっと意見をお願いしたいと思えます。

委員長 御指名でございます。内藤とし子議員。

意（13） 私どもは、当初から3人以上、2つの会派というふうに言ってきましたが、5分の1以上まで妥協してということも考えてますが、どうでしょうか。

委員長 ほかに。杉浦辰夫議員。

意（2） 今、共産党さんのほうが5分の1以上、現在の定数からいくと4人ということになってくると思います。前回、今までは3人以上ということになってましたので、市政クラブとしてはちょっと人数的にはだいぶ開きはあるものの、ある程度歩み寄りはしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

委員長 ほかに。小嶋克文議員。

意（17） 共産党さんの案のほうは、5分の1以上、なおかつ2会派もつきます、これは。

意（13） 要するに5分の1以上ということで4人以上ということと、2会派というのが条件としてつけてあれば、乱発はできないと思いますし、やっぱり政治倫理条例としてよその倫理条例を見てもわかるように、厳しさがあまり、3分の2以上というふうで、あまりハードルが緩くては、そういうのはありませんしね、ハードルはやっぱり下げるべきだと思いますが、5分の1以上、4人以上というところまでは譲歩します、妥協して、2つの会派以上ということをお願いしたいと思います。

委員長 それでは大方の御賛成をみたのはですね、議員の定数の5分の1以上かつ2会派以上というところで落ち着いたというふうに思いますので、それでよろしいですか。

異 議 な し

委員長 いろいろと本当に歩み寄っていただきましてありがとうございました。これで大方の政治倫理条例のところ、問題点はすり合わせがついたというふうに理解をしておりますので、これは早急に法規のほうに確認をまたとって、皆さん方に御提示をさせていただくと、こういう形になろうかと思っておりますのでよ

ろしくお願いを申し上げます。

3 高浜市議会議員政務調査費に関する条例について

委員長 それではこれについて、ひとつ御意見をお願いをしたいと思います。
杉浦辰夫議員。

意（２） これ前回の場では８条の１でですね、全部を返還しなければならないという感じでは意見は一致したと思います。その後のですね、８条の２をつけるかどうかということが持ち帰りになっておったと思いますので、これはそのままつけるということでもよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 これついで局長のほうからひとつ、下の法規のほうに伺ってもらった部分があると思いますのでお願いします。局長。

事務局長 あらあらでございますけれども、今俎上に乗っております、新旧対照表に基づいてですね、私ども法規のほうに少し見ていただきました。そうしましたところ、現在御提案がされております、まず第３条の交付額及び交付の方法につきましては、第５項として新たに１項加えることによって、従来の５項を第６項とするということの改正でございます。ここの第３条第５項につきましては、９条の規定による議員報酬の不支給に対する者について、基準日の計算上議員数から除算をするという規定。一方では第８条、政務調査費の返還で第８条の第１項は、これは字句の整理ということ、そして第２項では前項に定めるもののほか、もうすでに決められております報酬等の特例条例第３条、すなわち議員報酬の減額規定でございますが、ここで議員報酬を減額された場合についても全部又は一部を返還しなければならないという規定を新たに加えると。これは法制上は当然こういう規定がないと返還義務が生じないということになるということでもございまして、元来除算される、あるいは都合によって減額をされた場合についても政務調査費の返還をするということは、倫理上それは必要であるということから、この規定があることによって返還が生じる。逆にいえば、規定がない場合には返還は生じないということになってしまうということになるというふうに認識をいたしております。

委員長 それでは共産党さん、内藤とし子議員。

意（１３） このままといたしますか、議長案といたしますかでいいと思います。

委員長 次に新政クラブさん、神谷宏議員。

意（１６） 結構です。

委員長 小嶋克文議員。

意（１７） 結構です。

委員長 それでは今、お話がありましたように、政務調査費のほうもですね、原案といたしますか、しなければならぬという、その部分をつけまして、御決定をいただいたというふうに理解をいたします。それではこれも倫理条例と合わせて早急に法規のほうに回しまして、皆さんのほうに成文化したものを提示をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

４ その他

委員長 それでは私のほうから今後の議会運営委員会の日程についてお願いをいたします。まず９月９日の木曜日、本会議第４日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するために各派会議の開催後、議会運営委員会を開催をいたしますので御予定願います。次に平成２２年１２月定例会の日程を決定いたしたいと思っておりますので、その日程を決定をする議会運営委員会の開催日を御協議いただきたいと思います。案としましては、９月２２日の水曜日、福祉文教委員会終了後、またその後に委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異 議 な し

委員長 それではそのように御予定を願います。それではもう１回確認をさせていただきますが、９月２２日、福祉文教委員会終了後、また委員協議会が開催されるようであれば福祉文教委員協議会終了後に開催ということでもよろしくお願いをいたします。またはこの９月定例会での制定に向けて、議会運営委員会で協議を重ねてまいりました、政治倫理条例などのこの３つの条例にかかわ

る議会運営委員会を随時また法規のほうから上がってくる分も含めまして、ありますので随時開催をしていきますので、そのときは御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。副議長。

副議長 前回の議会運営委員会で、同居の定義ということ、同居のことを事務局のほうから説明していただければ。

委員長 皆さんのほうに資料が回ってると思います。局長。

事務局長 それではあらかじめ左端に政治倫理条例関係資料ということで、同居の定義についてというペーパーを2枚配布をさせていただいておりますので、それを御覧をいただきたいと思います。まず1ページ目にありますとおり、一番上段にございます、同居を定義づけている法令、条例等は見当たらないということでございます。まず①が民事訴訟法の中に第23条関係、第23条の第2項、同居の親族、こういう言葉が出てきますよ。そして②、こちらは生計が同一に着目した法律として、児童扶養手当法第4条の支給要件の中でちょうど4行目ぐらいになりますが、かっこ書きに、その児童と同居してこれを看護し云々ということがございます。その解説としまして、同居とは起居をともにしていること、原則として住民票を一にしていることや生計同一関係にあることで判断するが、世帯分離していても生計が同一であれば同居とみなします。これはいわゆる所管の愛知県あるいは厚生労働省からの通達に基づくものだというふうに御理解をいただければと思います。そして③が保護、介護に着目した生活保護法、そして2ページにまいりますと、④で居住に着目した公営住宅法、それぞれこういった同居という用語が出てくるということでございます。⑤は関係が深いことを前提とした民法第730条、親族間の扶け合いというところで直系血族及び同居の親族は互いに扶け合わなければならないという条項がございます。その解説として、この民法は倫理的にも意味を有するにすぎないと考える。同居とは生活共同の意味であるから、別居していても生計を同じくしていれば同居といえるというような解釈が参考文献から読み取れるということでございます。そして2として、同居の規定例ではこれは生計同一ということでございますけれども、民法第310条、あるいは地方税法第34条における生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を状況としている者、そして

雇用保険法あるいは国家公務員退職手当法、租税特別措置法施行規則、民事訴訟法というようなことで規定をされている例があると。そして最後、3番目、一般的な同居の意味というところで、広辞苑から引っ張りますと、同じ家にもに住むこと、家族でない人がある家族とともに同じ家で生活すること。法規のほうで調べていただいた同居の定義というのはこういうことですので、御報告をさせていただきます。なお、先ほどの政治倫理条例のところで、御決定がされた、同居のとか、同居する2親等以内という表現で御決定がされておりますので、いわゆるこの同居の部分が少し解釈がどういうふうにするのかということが、おそらく法規のほうで判断に苦しむ部分が出てくるのではないかなと。したがって、生計を一にする、生計を一緒にしている、あるいは生活をともにしているといいますかね、そういった生計同一関係にあるとか、そうしますとその同居という定義をそこで持ってこれるという場合もございますので、ただそうではなくして、あくまでも同居という一般的な概念、その判断がもし異なる場合には条例上は最終的には議長、疑義がある場合には議長というところで落ち着くということにもなりますけれども、そういったところが出てくるのではないかとということが想定をされます。いずれにしましても、先ほど委員長のほうからございましたとおり、政治倫理条例、そして今日の政務調査費の一部改正、前回お決めいただいた議員の報酬の特例条例と法規のほうで事前に精査をしていただきますので、その部分をひっくるめて、一度法規さんが整理をしたものを、皆さん方のほうにはボックスなりなんなり、方法はまた御検討いただくことになりますが、お示しをさせていただこうと、こんなふうにしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 いずれにしましても、今お話のように法規のほうで、いろんな疑問、また難しいところが出てきた場合、また先ほど申しあげましたように委員会を開催させていただきまして、またお諮りをいたします。それではよろしくお願い申し上げます。それでは事務局のほうから発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは2点ほどお願い申し上げます。まず1点目でございますが、決算特別委員会の初日、9月13日、月曜日の午後、証憑書類の審査をしてい

ただくことになっておりますけれども、その時間は午後5時までとさせていただきたいと思っております。時間延長を御希望される場合には、おおむね午後4時を目安に私ども議会事務局まで御連絡をいただければ、最大午後7時までの延長を可能とさせていただきます。その折の対応職員は監査事務局長、そして会計管理者、そして私、事務局長とさせていただきますので、よろしく御理解と御協力をお願い申し上げたいと思っております。それから2点目でございますが、これは臨時会の日程についてのお願いでございます。もうすでに皆様方御案内のとおりだと思っておりますが、この8月に人事院勧告がされました。その人事院勧告に基づきます、臨時会を11月24日、水曜日に臨時会の開催を実はお願いをさせていただきたいというものでございます。したがって、その1週間前、11月17日、水曜日に告示をし、議会運営委員会を開催のお願いをさせていただくというものでございますので、そのように各委員の皆様方、あるいは全議員の皆様方に御周知をお願いをしたいというものでございます。復唱いたします。人事院勧告にともなう臨時会の議会運営委員会は11月17日、臨時会の開催は11月24日と予定をさせていただいておりますので、よろしく御配慮いただきますようお願いを申し上げます。

委員長 事務局からそれぞれ発言がありましたけれども、そのようにさせていただきますので、よろしくをお願いを申し上げます。ほかに皆さんのほうで何かございましたら。

質 疑 な し

委員長挨拶

閉会 午前11時11分

議会運営委員会委員長